○白子町地籍調査等における基準点の管理保全に関する規則

平成27年５月１日規則第13号

改正

令和４年３月16日規則第５号

白子町地籍調査等における基準点の管理保全に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、国土調査法（昭和26年法律第180号）及び測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき、町が設置した地籍図根点並びに公共基準点及び国が設置し町が移管を受けた都市部官民境界基本基準点（以下「基準点」という。）の使用に関する一般的取扱い及び管理保全に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において「基準点」とは、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　地籍図根点とは、国土調査法第２条第１項第３号に規定する地籍調査において、同法第19条第２項の認証を受けた地籍図根三角点及び地籍図根多角点をいう。

(２)　都市部官民境界基本基準点とは、国土調査法第２条第１項第１号の規定により実施された都市部官民境界基本調査において、国が設置し、町が移管を受けた都市部官民境界基本三角点（公共２級相当の基準点）及び都市部官民境界基本多角点（公共３級相当の基準点）であって、永久標識を設置したものをいう。

(３)　公共基準点とは、測量法第５条の規定に基づき実施した公共測量において、町が設置し、同法第41条第１項の審査を受けた１級基準点をいう。

（基準点の使用の申請）

第３条　基準点を使用して測量を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、基準点使用承認申請書（別記様式第１号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の申請に対して書類の内容を審査し、基準点の使用を承認したときは、申請者に基準点使用承認書（別記様式第２号）を交付するものとする。

（使用の遵守事項）

第４条　基準点を使用する者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(１)　基準点の存する土地又は建物に立ち入るときは、土地又は建物の所有者から事前に立入りの許可を得ること。

(２)　基準点の存する土地又は建物に立ち入るときは、基準点使用承認書を常時携行し、関係人の請求があったときは、これを提示すること。

(３)　基準点の存する土地（その定着物を含む。）又は建物（その附属設備を含む。）を破損したときは、その者の負担において原状に回復すること。

(４)　基準点の存する土地又は建物においては、測量以外の行為をしないこと。

(５)　基準点の使用を終了したときは、基準点使用報告書（別記様式第３号）及び基準点現況報告書（別記様式第４号）により町長に報告すること。

(６)　前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた指示に従うこと。

（工事施工の届出）

第５条　基準点の保全に支障を来すおそれのある次に掲げる行為をしようとする者又は計画している者（以下「工事施工者」という。）は、事前に基準点付近での工事施工届出書（別記様式第５号）により町長に届け出なければならない。

(１)　基準点の敷地又はその付近で工事を実施しようとするとき。

(２)　基準点が設置された建物を修繕し、改築し、又は撤去しようとするとき。

(３)　土地の掘削により、基準点が移動するおそれがあるとき。

(４)　工事用車両が基準点に直接的又は間接的に影響を与えるおそれがあるとき。

(５)　前各号に掲げるもののほか、基準点に影響を及ぼすおそれのある工事をするとき。

２　町長は、前項の規定による届出があったときは、工事施工者に対し、基準点を保全するために必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

３　前項の規定による基準点を保全するために講じた必要な措置に要した費用は、その工事施工者が負担しなければならない。

４　工事施工者は、基準点付近での工事がしゅん工したときは、速やかに基準点付近での工事しゅん工報告書（別記様式第６号）により町長へ報告し、その検査を受けなければならない。

（一時撤去及び移転）

第６条　基準点を一時的に撤去又は移転する必要が生じた場合には、工事施工者は、基準点（一時撤去・移転）承認申請書（別記様式第７号）を町長に提出し、基準点（一時撤去・移転）承認書（別記様式第８号）により、承認を得なければならない。

２　前項の規定による基準点の一時撤去又は移転に要した費用は、申請をした者が負担しなければならない。ただし、町長が特にその理由を認めたものについては、それを減額し、又は免除することができる。

３　第１項の規定により申請をする場合は、前条第１項の規定による届出を省略することができる。

４　第１項の承認が得られた後、一時撤去又は移転が完了したときは、基準点（一時撤去・移転）しゅん工届（別記様式第９号）を町長に提出し、検査を受けなければなければならない。

（作業者の制限）

第７条　第５条第２項に規定する措置、前条第１項に規定する基準点の一時撤去又は移転は、測量法第10条の３に規定する測量業者に施工させなければならない。

（機能の回復）

第８条　基準点を毀損、又は滅失した者は、直ちに基準点（毀損・滅失）届（別記様式第10号）により町長に届出をし、復元しなければならない。

２　基準点の復元に要する費用は、当該基準点を毀損又は滅失した者が全額負担しなければならない。ただし、町長が特に理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

３　第１項の届出をした後、復元が完了したときは、基準点復元完了届（別記様式第11号）を町長に提出し、検査を受けなければならない。

（管理及び保全）

第９条　何人とも、移転、毀損等その他の行為により基準点の効用を害してはならない。

２　町長は、基準点の滅失、毀損等その他異状がある事を発見した場合は、遅滞なく原因を調査し、必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第10条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（白子町地籍調査における標識等の管理保全に関する規則の廃止）

２　白子町地籍調査における標識等の管理保全に関する規則（平成26年白子町規則第７号）は、廃止する。

附　則（令和４年３月16日規則第５号抄）

（施行期日）

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現に白子町規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。